

3号認定子どもの利用者負担額(保育料)に関するよくあるQ&A

Q. 保育料はどのように決まるのですか？

A. 利用者負担額(保育料)は市町村民税所得割額をもとに毎年決定されることとなります。**所得割額の算定は、教育・保育給付認定保護者及びその配偶者の課税額の合計で行います。**令和5年度については、4月から8月の利用者負担額(保育料)は令和4年度の市町村民税所得割額により、9月から3月の利用者負担額(保育料)は令和5年度の市町村民税所得割額により算定します。

令和5年度	4月～8月の保育料	令和4年度の市町村民税所得割額により算定
	9月～3月の保育料	令和5年度の市町村民税所得割額により算定

「市町村民税所得割額」は、毎年5月または6月に勤務先から受け取る「市民税・県民税 税額決定(納税)通知書」で確認することができます。(下図参照)

なお、税額決定通知書には「特別徴収(市県民税を給与天引により納付)」と「普通徴収」の2種類があり、下図では「特別徴収」の例を記載しています。

※税額控除のうち、
 「配当控除」
 「住宅借入金特別控除」
 「配当割額・株式等譲渡所得割額」
 「寄付金税額控除」
 「外国税控除」
 を受けている方は、「所得割額⑥」にこれらの控除額を足した額で階層が決まります。

Q. 保育料はどの園に入園しても同額ですか？

A. 利用者負担額(保育料)は、市町村民税所得割額により算定します。認定区分(3号)、時間区分(保育短時間・保育標準時間)が同じであれば、公立・私立どの園に入園しても同額になります。

Q. 年度途中で満3歳になり、3号認定から2号認定になった場合、保育料はどうなりますか？

A. **令和5年度途中で満3歳になり、3号認定から2号認定になっても、令和5年度中の利用者負担額(保育料)は3号の利用者負担額(保育料)で納付いただきます。**令和6年度から2号認定の利用者負担額(保育料)が無料になります。

Q. 保育料の支払先はどこになるのですか？

- A. **保育園(保育所)を利用する場合の利用者負担額(保育料)は、安中市に納付いただきます。**納付方法は、口座振替と納付書払いのいずれかとなります。
認定こども園及び地域型保育事業を利用する場合の利用者負担額(保育料)は、各園との直接契約となるため、各施設にお支払いいただきます。
いずれの場合も、安中市に住民登録があれば、安中市利用者負担額徴収基準額表に基づき、安中市が決定した利用者負担額(保育料)をお支払いいただきます。
1・2号認定の方は利用者負担額(保育料)は無料ですが実費徴収として給食費(副食費)等をお支払いいただきます。このほか施設によっては、通園バス代などの実費徴収や、教育などにかかる上乗せ徴収が発生する場合があります。詳細は各施設にお問い合わせください。

Q. 保育料の支払いを口座振替としたい場合、どのように手続きすれば良いのですか？

- A. **利用者負担額(保育料)を安中市に納付いただく際、口座振替を希望される場合は、以下の2通りの方法があります。**
①書面による申込み
「安中市市税等口座振替依頼書(金融機関用) 自動払込利用申込書(ゆうちょ銀行用)兼廃止届」に記入・押印の上、金融機関窓口へ持参して申込み
②「安中市Web口座振替受付サービス」による申込み(令和4年10月からサービス開始)
インターネットを利用してスマートフォン等で申込みできますので、ぜひご利用ください。
なお、認定こども園・地域型保育事業を利用する場合の利用者負担額(保育料)の支払方法については、各施設にお問い合わせください。

Q. 保育料に給食費(副食費)は含まれるのですか？

- A. **給食費(副食費)は、教育・保育給付認定区分(1・2・3号)により考え方が異なります。**

1号認定子ども (教育標準時間認定)	保育料の負担はありませんが給食費(副食費)が別途請求されます ※給食費(副食費)は各園により異なります
2号認定子ども (保育認定)	
3号認定子ども (保育認定)	給食費は請求されません ※お米代として請求される場合があります

Q. 保育料に延長保育料は含まれるのですか？

- A. **延長保育料は含まれません。**
各施設が定めた保育時間を超えて保育を利用する場合、各施設が設定した延長保育料を納付いただく場合があります。

Q. 欠席した場合、保育料は日割計算されますか？

- A. **日割計算はしません。出欠にかかわらずその月初日に在籍していれば、一ヶ月分の利用者負担額(保育料)がかかります。**例外として、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う休園や登園自粛要請等を市が実施した場合は、日割り計算されることがあります。

Q. 祖父母と同居していますが、祖父母も保育料の算定者になるのですか？

- A. 基本的に、同居している祖父母は利用者負担額(保育料)の算定者にはなりません。
ただし、ひとり親家庭や児童の保護者の年間収入の合計が103万円以下で、同居している祖父母がいる場合(世帯分離している場合も含む)、祖父母のどちらか所得の高い方を算定者とします。

- Q. ひとり親家庭、在宅障害児（者）のいる世帯については減免措置があるのですか？
- A. 児童の属する世帯の利用者負担額（保育料）の市階層区分が下記階層になった場合、ひとり親家庭・在宅障害児（者）のいる世帯については、必ず「**施設利用者負担額（保育料）減免申請欄**」により申請してください。申請がない場合、減免の対象となりません。

3号認定の場合 (保育認定)	第3階層から第9階層の一部（市町村民税の所得割額77,101円未満）
--------------------------	------------------------------------

- Q. 第3子目以降の保育料は無料になるのですか？
- A. 保護者が子どもを3人以上扶養している場合、申請に基づき第3子目以降の就学前児童について、利用者負担額（保育料）が無料となります。申請がない場合は、該当になりません。
また、給付認定を受ける前の一時預かり事業(1号認定を受ける前の満3歳児の一時預かり等)の利用料については、第3子目以降であっても無料となりませんのでご注意ください。

- Q. 第2子目はどのようにカウントしているのですか？
- A. 支給認定区分によりカウント方法が異なります。

3号認定の場合 (保育認定)	小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、 最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。
--------------------------	--

※兄弟が、新制度に移行していない園を利用している場合は、別途在園証明書等が必要になります。

※「年収約360万円未満相当世帯」については、カウント方法が異なります。
詳細は、P12を参照してください。

- Q. 世帯構成の変更（婚姻、離婚等）があった場合は、保育料は変更になるのですか？
- A. **婚姻や離婚等で、世帯構成の変更があった場合は**、本庁子ども課または松井田支所住民福祉課に「**認定変更申請書**」を提出してください。利用者負担額（保育料）が変更になる場合があります。
また、市町村民税額が変更になった場合も届出が必要となります。

- Q. 子どもは3号認定されており、ひとり親世帯で9階層ですが、軽減の対象になりませんでした。なぜですか？
- A. ひとり親世帯等で3号認定、9階層であっても市町村民税所得割額が77,101円未満でないと軽減の対象になりません。

- Q. 他の自治体の保育所を利用する場合、保育料はどうなりますか？
- A. **安中市に住民登録があれば、安中市に利用者負担額（保育料）を納付していただきます。**市内の保育園を利用した場合の利用者負担額（保育料）と同額になります。
ただし、安中市に住民登録があっても、管外の公立保育園を利用する場合は、管外公立保育園の住所地の自治体に利用者負担額（保育料）をお支払いいただきます。

★その他不明な点があれば、お気軽に本庁子ども課(027-382-1111 内線1162.1163.1165)にお問い合わせください。

